

J R A - U M A C A の利用に関する約定 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(会員の識別)</p> <p>第6条 競馬会は、会員に貸与した J R A - U M A C A の番号及び前条第1項第3号の規定により会員が競馬会に通知した暗証番号又は同項第4号の規定により会員が競馬会に通知した静脈認証情報を照合することにより会員を識別するものとします。</p> <p>ただし、会員の識別において暗証番号又は静脈認証情報の照合を不要とすることを競馬会にあらかじめ通知した会員は、当該暗証番号又は当該静脈認証情報の照合を省略することができます。</p>	<p>(会員の識別)</p> <p>第6条 競馬会は、会員に貸与した J R A - U M A C A の番号及び前条第1項第3号の規定により会員が競馬会に通知した暗証番号又は同項第4号の規定により会員が競馬会に通知した静脈認証情報を照合することにより会員を識別するものとします。</p>
<p>(勝馬投票の方法)</p> <p>第14条 利用者は、キャッシュレス投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、キャッシュレス端末を通じて J R A - U M A C A の番号及び暗証番号又は静脈認証情報を競馬会に通知するものとします。</p> <p>ただし、勝馬投票券の購入申込みにおいて、利用者からの暗証番号又は静脈認証情報の通知を不要とすることを競馬会にあらかじめ通知した会員は、当該暗証番号又は当該静脈認証情報の通知を省略することができます。</p>	<p>(勝馬投票の方法)</p> <p>第14条 利用者は、キャッシュレス投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、キャッシュレス端末を通じて J R A - U M A C A の番号及び暗証番号又は静脈認証情報を競馬会に通知するものとします。</p>
<p>(勝馬投票券の売買契約の成立)</p> <p>第15条 利用者と競馬会との間のキャッシュレス投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、利用者が競馬会から貸与された J R A - U M A C A の番号及び暗証番号又は静脈認証情報 (前条第1項ただし書の規定により暗証番号又は静脈認証情報の通知を省略した利用者にとっては、 J R A - U M A C A の番号) が合致し、かつ、前条第5項の規定による申込みが競馬会の計算機に到達し、その競走の発売金として合算されたことが確定したときに成立するものとします。</p>	<p>(勝馬投票券の売買契約の成立)</p> <p>第15条 利用者と競馬会との間のキャッシュレス投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、利用者が競馬会から貸与された J R A - U M A C A の番号と暗証番号又は静脈認証情報が合致し、かつ、前条第5項の規定による申込みが競馬会の計算機に到達し、その競走の発売金として合算されたことが確定したときに成立するものとします。</p>